

## ○羽村市敬老金の支給に関する条例

平成11年3月26日条例第14号

### (目的)

第1条 この条例は、高齢者に敬老金を支給し、敬老の意を表するとともに長寿を祝うことを目的とする。

### (支給要件)

第2条 敬老金は、毎年9月1日現在において、次の各号に掲げる要件を具備している者に支給する。

(1) 当該年度内に次のいずれかの要件を満たす者

ア 満88歳に達する者

イ 満100歳に達する者

(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者で、現に市内に居住しているもの

### (支給額)

第3条 敬老金の支給額は、前条第1号アに該当する者については20,000円、同号イに該当する者については50,000円とする。

### (支給期限)

第4条 敬老金は、毎年9月15日までに支給する。ただし、やむを得ない場合は、9月16日以後においても支給することができる。

### (委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の羽村市敬老金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1号及び第3条の規定にかかわらず、平成10年9月16日から平成11年3月31日までの間に満70歳に達し、新条例第2条第2号に該当する者については、平成11年度に限り敬老金5,000円を支給する。